



2022年10月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ス タ リ ス ク  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長 鈴 木 規 之  
(コード番号：6522 東証グロース市場)  
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 管 理 統 括 室 長 山 本 和 矢  
(TEL. 050-5838-7864)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年10月25日開催の当社取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2022年11月25日開催予定の第16回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。
  - ①変更案第12条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第12条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第12条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (2) AsReader 事業におきまして、古物営業法に基づく古物商に該当する取引を行うことを予定しており、古物商許可申請を行います。当該許可申請のため、古物営業法に基づく古物商を行う旨を定款に記載する必要があることから、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- (3) AsReader 事業におきまして、SIMカードの販売取次等を行うことを予定しており、当該事業が電気通信事業法に定める電気通信事業に該当し届出を行う必要があることから、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- (4) 2023年1月に完成を予定しております当社研究棟につきまして、建設予定地が大阪市都市計画局の定める特別用途地区（中高層階住居専用地区）に該当するため、研究棟の高層階を住居とし、賃貸および管理を行う必要がございます。この事業について、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。



(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p>第2条 (目的)</p> <p>当会社の目的は次の事業に従事することとする。</p> <p>(1) コンピュータおよび通信機器による情報処理事業</p> <p>(2) 国内および国際付加価値通信網による情報提供サービス事業</p> <p>(3) 付加価値通信網設備の販売、賃貸、設置およびメンテナンス</p> <p>(4) 経営コンサルティング業</p> <p>(5) インターネットを利用した通信販売業ならびに情報提供の仲介</p> <p>(6) 労働者派遣業</p> <p>(7) 広告代理店業務</p> <p>(8) 前各号に関連する機器およびソフトウェアの販売、賃貸、設置、およびメンテナンス、ならびにこれらに関連するコンサルティング・サービスの提供</p> <p>(9) 前各号に関連する市場調査、宣伝および広告業</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(10) 前各号に付帯し、または関連する一切の事業</u></p> | <p>第2条 (目的)</p> <p>当会社の目的は次の事業に従事することとする。</p> <p>(1) コンピュータおよび通信機器による情報処理事業</p> <p>(2) 国内および国際付加価値通信網による情報提供サービス事業</p> <p>(3) 付加価値通信網設備の販売、賃貸、設置およびメンテナンス</p> <p>(4) 経営コンサルティング業</p> <p>(5) インターネットを利用した通信販売業ならびに情報提供の仲介</p> <p>(6) 労働者派遣業</p> <p>(7) 広告代理店業務</p> <p>(8) 前各号に関連する機器およびソフトウェアの販売、賃貸、設置、およびメンテナンス、ならびにこれらに関連するコンサルティング・サービスの提供</p> <p>(9) 前各号に関連する市場調査、宣伝および広告業</p> <p><u>(10) 古物営業法に基づく古物商</u></p> <p><u>(11) 電気通信事業法に定める電気通信事業</u></p> <p><u>(12) 不動産賃貸および管理業</u></p> <p><u>(13) 前各号に付帯し、または関連する一切の事業</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> |
| <p>第12条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>   | <p>第12条 (電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対し交付する書面に記載しないことができる。</p>  |



|      |   |
|------|---|
| (新設) | <p>(附則)</p> <p>1. <u>変更後定款第 12 条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 12 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |
|------|---|

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 11 月 25 日 (金) (予定)  
定款変更の効力発生日 2022 年 11 月 25 日 (金) (予定)

以 上